

第1 第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要

金融円滑化管理方針の概要

当組合は、相互扶助の精神に基づき、組合員の繁栄と地域社会の発展に貢献することを経営理念に掲げ、創意と工夫を活かして、組合員や地域社会の期待及び信頼に応え、適切な情報開示を行い金融の円滑化に取り組んでおります。その取組みにつきましては、中小企業金融円滑化法、協同組合による金融事業に関する法律及び当組合の経営理念や経営方針に則した金融円滑化管理方針を定め、以下の管理態勢で全役職員が一丸となって対応しております。

1. 理事、理事会の役割・責任

- (1) 態勢の整備、確立
- (2) 方針及び規定の策定等

2. 金融円滑化管理責任者の役割・責任

- (1) 進捗管理等の全般の統括等

3. 金融円滑化管理統括部である審査部の役割・責任

- (1) 情報の集約及び問題点の把握、検証
- (2) 進捗状況等の統括管理
- (3) 申込み・相談・苦情への速やかな対応等

4. 金融円滑化管理担当者の役割・責任

- (1) 進捗状況等の管理
- (2) 研修計画の策定・実施等

5. 金融円滑化に関する相談等窓口の設置

- (1) 金融円滑化に関する相談等窓口を設置

6. 中小企業金融円滑化法に基づく開示及び当局への報告

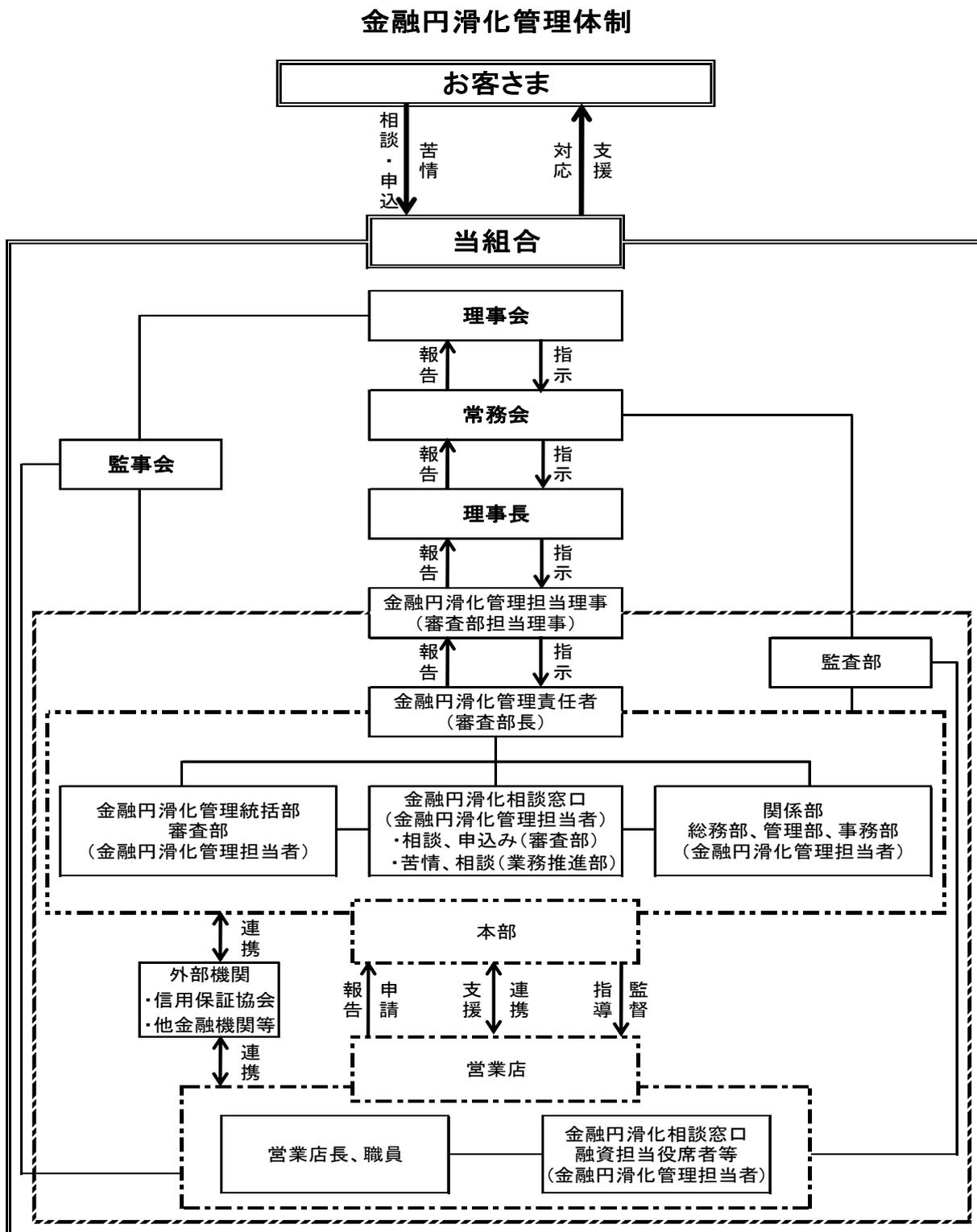
7. 金融円滑化管理の実施

- (1) 他の金融機関等との緊密な連携
- (2) 取引先企業に対する経営相談・経営指導及び経営改善に向けた取組みへの支援
- (3) 申込み・相談の対応に際しては、顧客とのこれまでの取引関係や顧客の理解、経験、資産の状況等に応じた適切かつ丁寧な説明等

貸付条件の変更等の申込みに対する方針

- 1. 中小企業者の既往の債務に係る貸付条件の変更等申込み・相談に対する対応について
- 2. 既往の住宅ローン取引に係る貸付条件の変更等の申込み・相談に対する対応について
- 3. 貸付条件の変更等の申込み・相談に対する対応状況を把握等するための態勢整備について
- 4. 他金融機関等との緊密な連携関係の構築について
- 5. お客様への説明態勢の充実について
- 6. 貸付条件の変更等の実施状況の公表について

1. 金融円滑化管理に係る体制の組織図



2. 金融円滑化管理方針

- (1) 貸付条件の変更等の申込みに対する方針 (別添の通り)
- (2) 金融円滑化管理方針 (別添の通り)

貸付条件の変更等の申込みに対する方針

平成22年1月27日

青森県信用組合

1. 中小企業者の既往の債務に係る貸付条件の変更等申込み・相談に対する対応について

当組合に対して事業資金の貸付けに係る債務を有する中小企業者のお客様が、業績不振による倒産・廃業、受注減少や売上減少による減収など、不安定な経済情勢の影響（状況）等によりご返済が困難となった場合には、当組合の本店、各営業店の「金融円滑化ご相談窓口」等において、貸付条件の変更等のお申込み・ご相談に応じます。

2. 既往の住宅ローン取引に係る貸付条件の変更等の申込み・相談に対する対応について

当組合に対して住宅資金の貸付けに係る債務を有する住宅資金借入者のお客様が、勤務先の倒産による解雇、リストラによる転職・退職・出向による減収、業績悪化などによる給与・ボーナスの減収、超過勤務減少による減収など、勤務先等の事情により返済が困難となった場合には、当組合の本店、各営業店の「金融円滑化ご相談窓口」等において、貸付条件の変更等のお申込み・ご相談に応じます。

3. 貸付条件の変更等の申込み・相談に対する対応状況を把握等するための態勢整備について

- (1) 当組合は、お客様からの貸付条件の変更等に関するお申込み・ご相談に対し、お客様の実態を十分に踏まえ、迅速な検討・回答に努めるため、審査部に貸付条件の変更等に係る情報を集約し、貸付条件の変更等の適否を審査するとともに、その内容については、当組合の文書保存規程に則り記録、保存等いたします。
- (2) 審査部において、お客様からの貸付条件の変更等のお申込み・ご相談に対する対応状況を把握等します。また、関係各部署において、貸付条件の変更等の申込み・相談に係る情報の共有化に努めてまいります。
- (3) 営業店において、貸付条件の変更等をしたお客様の進捗状況や貸付条件の変更等を行った後、経営改善努力を行っているお客様に対して、継続的なモニタリングや経営相談・経営指導及び経営改善支援に努めてまいります。また、審査部では、お客様に適した経営相談・経営指導及び経営改善支援が営業店で行われるよう研修会や臨店指導を行います。
- (4) 上記(1)～(3)の態勢整備の推進状況・問題点について、お客様の利害が著しく阻害されるおそれがある事案等については、理事会に報告し、問題の解決、再発防止に努めてまいります。

4. 他金融機関等との緊密な連携関係の構築について

当組合は、他の金融機関から借入を行っているお客さまから貸付条件の変更等について、お申込み・ご相談があった場合には、お客様のご要望に基づき、情報共有の同意をいただいた上で守秘義務に留意しつつ、該当する他金融機関、政府関係金融機関（日本政策金融公庫、商工組合中央金庫）、信用保証協会、住宅支援機構、企業再生支援機構、事業再生ADR、中小企業再生支援協議会等間で相互に貸付条件の変更等に係る情報の確認を行うなど、緊密な連携関係に努めてまいります。

5. お客様への説明態勢の充実について

当組合は、お客様からの貸付条件の変更等に関するお申込み・ご相談に対し、迅速かつ誠実な対応に努めるとともに、その対応に際しては、お客様とのこれまでの取引関係やお客様の理解、経験、資産の状況等に応じた適切かつ丁寧な説明に努めてまいります。

また、お客様のライフサイクルにあわせた各種金融サービス情報の提供に努めてまいります。

6. 貸付条件の変更等の実施状況の公表について

当組合は、中小企業金融円滑化法に基づき、貸付条件の変更等の申込み、実行等の実施状況を半期（3月末・9月末）毎に、それぞれの期末より45日以内に開示します。

以 上

金融円滑化管理方針

審 査 部

金融円滑化管理方針

当組合は、お客様一人ひとりの顔が見える対話を一番大切に、最も身近な頼れる相談相手として、お客さまの悩みを一緒に考え、問題の解決に努めていくため、以下のとおり、金融円滑化管理方針を定め、これを厳守し、全役職員が一体となって取り組むこととする。

1. 金融円滑化管理の目的

金融円滑化管理は、金融円滑化管理態勢の整備・確立に向けて、当組合が適切なリスク管理の下、適切かつ積極的にリスクテイクを行い、金融仲介機能を発揮していくことにより、当組合の信頼の維持、業務の健全性及び適切性を確保することを目的とする。

2. 当組合の金融円滑化管理態勢

(1) 理事、理事会の役割・責任

- ① 理事長は、当組合の金融円滑化管理態勢を統括して、金融円滑化管理に係る基本的事項及び必要事項を組合内に周知する。
- ② 理事会は、金融円滑化管理態勢の構築・推進のための基本的事項を定めた金融円滑化管理方針及び金融円滑化管理規程を策定するとともに、金融円滑化管理に関する重要事項を審議して、金融円滑化管理態勢を構築・推進する。
- ③ 金融円滑化管理担当理事は、理事会で定めた方針に基づき、金融円滑化管理責任者に対する指揮・命令を通じて、金融円滑化管理態勢の整備及び充実・強化にあたる。

(2) 金融円滑化管理責任者の役割・責任

- ① 金融円滑化管理統括部である審査部に金融円滑化管理責任者を配置する。
- ② 関係部署における金融円滑化管理態勢の推進等について責任を有する。
- ③ 金融円滑化管理規程の策定・見直し等金融円滑化管理態勢に係る基本的事項を立案する。
- ④ 研修等により金融円滑化管理の重要性及び遵守すべき法令、内部規程等を関係部店の職員に周知させる。
- ⑤ 金融円滑化管理態勢上の問題点については、適時・適切に金融円滑化管理担当理事に報告する。
- ⑥ 法令等に基づく金融円滑化管理の状況に関する説明書類の開示及び監督当局に対する報告書類について管理する。

(3) 金融円滑化管理統括部である審査部の役割・責任

- ① 金融円滑化管理の統括部署を審査部とする。
- ② 関係部店の金融円滑化管理担当者と連携しつつ、金融円滑化管理に関する事項を一元的に管理・統括して、金融円滑化管理態勢の充実・強化にあたる。
- ③ 金融円滑化管理のため、関係部店に対して必要な情報収集をするとともに、適時、必要な指示をする。
- ④ 金融円滑化に関する申込み・相談・苦情（以下「相談等」という。）に対する検討・審査及び回答について、速やかな対応に努める。
- ⑤ 金融円滑化に関する相談等窓口の運用状況を管理する。
- ⑥ 法令等に基づく金融円滑化管理の状況に関する説明書類及び報告書類を作成し、保存・管理する。

(4) 金融円滑化管理担当者の役割・責任

- ① 関係部店に金融円滑化管理担当者を配置する。
- ② 金融円滑化管理統括部である審査部と提携し、所属部店における金融円滑化態勢の推進等について責任を有する。
- ③ 金融円滑化管理統括部である審査部の指示に基づき所属部店における金融円滑化管理に係る研修計画を策定し、実施する。
- ④ 所属部店における金融円滑化管理に関する法令等の遵守状況や金融円滑化管理態勢上の問題点を把握し、金融円滑化管理統括部である審査部に報告する。

(5) 金融円滑化に関する相談等窓口の設置

- ① 金融円滑化に関する相談等窓口を設置する。
- ② 金融円滑化に関する相談等窓口の担当者は、条件変更案件記録票等に、顧客からの相談等の内容を記録し毎月、金融円滑化管理統括部である審査部に提出する。

3. 中小企業金融円滑化法に基づく開示及び当局への報告

中小企業金融円滑化法に基づき、貸付条件の変更等の申込み、実行等の実施状況を半期毎に開示・報告する。

4. 金融円滑化管理の実施

- (1) 中小企業者に対する信用供与については、当該中小企業者の特性及びその事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努める。
- (2) 中小企業者から事業資金に関する債務の弁済に係る負担の軽減に関する申込みや住宅資金借入者から住宅資金に関する債務の弁済に係る負担の軽減に関する申込みがあった場合には、当該中小企業者の事業についての改善又は再生の可能性その他の状況や当該住宅資金借入者の財産及び収入の状況を勘案しつつ、できる限り債務の弁済に係る負担を軽減するために必要な措置を取るよう努める。
- (3) 他の金融機関から借入を行っている債務者から貸付条件の変更等について、申込み・相談があった場合には、債務者の同意を前提に、守秘義務に留意しつつ、該当する他金融機関、政府関係金融機関（日本政策金融公庫、商工組合中央金庫）、信用保証協会、住宅支援機構、企業再生支援機構、事業再生ADR、中小企業再生支援協議会等間で相互に貸付条件の変更等に係る情報の確認を行うなど、緊密な連携関係に努める。
- (4) 取引先企業に対する経営相談・経営指導及び経営改善に向けた取組みへの支援については、当該企業の経営改善を通じて当組合の信用リスク削減に資するものであることから、取引先企業に対する経営相談・経営指導及び経営改善に向けた取組みに努める。
- (5) 中小企業者から事業資金に関する債務の弁済に係る負担の軽減に関する申込みや住宅資金借入者から住宅資金に関する債務の弁済に係る負担の軽減に関する申込みに対する対応の進捗状況の把握や貸付け条件変更等を行った顧客の経営状況に関する期中管理に努める。
- (6) 顧客からの貸付条件の変更等に関する申込み・相談に対し、迅速かつ誠実な対応に努めるとともに、その対応に際しては、顧客とのこれまでの取引関係や顧客の理解、経験、資産の状況等に応じた適切かつ丁寧な説明に努めることとする。

また、顧客のライフサイクルにあわせた各種金融サービス情報の提供に努める。

5. 方針の改廃

この方針の改廃については、常務会に付議し、理事会の承認を得るものとする。